

第35回北九州市迷惑行為防止推進協議会 議事録

■日 時 : 令和5年8月7日(月) 14:00~15:20

■場 所 : 北九州市役所15階 15C会議室

■出席委員 : 7名(敬称略)

会 長 : 大坪

副会長 : 上杉

委 員 : 小松・土屋・中本・藤崎・増田(50音順)

■全体進行 : 安全・安心推進課 都市整備担当課長

■内 容 :

1 開 会

- ・ 委員、出席者紹介
- ・ 開会挨拶(谷山 市民文化スポーツ局 安全・安心担当理事)

2 議 事

- ・ 令和4年度実施事業報告
- ・ 令和5年度実施事業計画
- ・ 意見交換
- ・ その他

※内容は以下、審議記録のとおり

審議記録（要旨）

令和4年度実施事業報告

【委員意見】

- JR 小倉駅前大型ビジョンでの CM 放映について、放映料は発生しているのか。発生している場合、放映回数にかかわらず、定額の支出となっているのか。
- 平成29年度以降、ポイ捨てが大幅に減少しているが、要因は何か。

【事務局】

- CM 放映に当たり、業者委託をしており、30～40万円支出している。複数の業者から見積書を徴取して比較し、最も安価なものに決定しているため、定額ではない。
- ポイ捨ての減少については、巡視による周知に加え、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと思われる。

【委員意見】

- 予算と実効性との兼ねいで、放映回数や内容を踏まえ、定期的な見直しがあれば良いと思う。

【委員意見】

- 市外からの転入者に対し、区役所での転入手続等の際、迷惑行為防止啓発用チラシを配布すれば良いと思う。

【事務局】

- 大学生の転入も多いと思われるため、大学でチラシを配布するのも効果的かもしれない。

【会長】

- 大学の掲示板に掲示してもらうのも良い方法かもしれない。

【委員意見】

- 大学生に対しては、ごみ出しのマナーに関する分厚い冊子等とは別に、その中の重要な内容をワンペーパーにまとめてもらう方が、費用面も含め、有り難いのではないか。

【事務局】

- ポイ捨て等についての分かりやすい資料を作成し、人の目につくところに掲示するなど、知恵を絞っていく必要がある。

【会長】

- 北九州市では、質問に対し、AI が回答するようなサービスはないのか。

【事務局】

- ホームページを見る限り、キーワード検索で結果が表示されるぐらいのようで

ある。

【会 長】

○ChatGPTのようなものを活用して、市民に情報提供するような動きはないか。

【事 務 局】

○DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組みは進めているが、そこまではまだ進んでいない。

【事 務 局】

○大学生にとっての情報収集の最大の手段は何か。スマートフォンか。

【会 長】

○スマートフォンである。

○スマートフォンによる情報の入手方法については、プル型とプッシュ型のバランスを考える必要がある。

【委員意見】

○学生は文字の多い文章をなかなか読まないため、重要な部分のみ文字にしたり、下線を引いたりしてほしい。

【事 務 局】

○情報の周知方法については、関係部署とも連携しながら検討していきたい。

令和5年度実施事業計画

【委員意見】

○過料の適用状況は、年代別のデータはないのか。

○企業に対し、迷惑行為防止推進事業者といった登録をしてもらうことで、入札参加資格審査申請や経営審査の際、加点対象にするようにすれば、費用負担なしで周知啓発できると思う。

【事 務 局】

○過料適用の際、違反者に年齢や性別を確認し、データベースを作成している。

○登録の件は、大きな効果を得られそうで、良い方法だと思う。

【会 長】

○企業がモラル・マナーアップの協賛事業体のようなになれば、それを通じて、市民が条例を目にする機会も増えると思われる。その結果、条例の認知度等の指標の向上につながる可能性があると思う。

【委員意見】

○ホテルに迷惑行為防止啓発用チラシの掲示依頼をしているか。旅行者にも周知啓発をした方が良いと思う。

【事 務 局】

○検討する。

【委員意見】

○決められたごみ出しの時間後にごみを出す人がいるが、それも業者が収集しているようである。

○ごみの出し方については、自治体のルールに従うようになっているが、分かりにくい。

○市のホームページに、ごみの出し方やルールについて記載があるが、誰もが見ることができるとは限らない。周知の方法を考える必要があるのではないか。

【事務局】

○周知の方法については、環境局との連携も検討する必要があると思う。

【会長】

○協議会で意見があったことを環境局に伝えてほしい。

意見交換

【委員意見】

○他都市と意見交換をするようなことはあるのか。

【事務局】

○他の政令指定都市とは、会議で意見交換を行ったりしている。また、他都市に照会を行い、情報収集をすることもある。

○他都市から照会がある場合についても、情報がまとめられたものを各都市間で共有している。